

令和3年3月

契約様各位

北央信用組合

ほくしんビジネスバンキング利用規定の電子化および改定について

平素は当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合は、令和2年4月1日より各預金規定等を電子化しておりましたが、今回、「ほくしんビジネスバンキング利用規定」を電子化いたしました。

また、電子化に伴い、標記規定の改定も実施しております。

改定後の規定は、当組合ホームページにてご確認いただけますので、誠に勝手ではございますが、何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、改定後の規定は、改定前から「ほくしんビジネスバンキング」をお取引いただいている契約様にも適用されます。

ご不明な点がございましたら、当組合の窓口にお問い合わせください。

記

1. 電子化開始日

令和3年4月1日

2. 改定の適用開始日

令和3年4月1日

3. 改定内容

- (1) 規定変更時の手続きの明確化
- (2) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえて「取引の制限」、「解約要件」を明確化
- (3) 用語の統一、類似条文の集約、取扱していないサービスの削除

以上